

応募要領

1. 公募件名

企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム保守等

2. 目的及び概要

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年 12 月 20 日閣議決定）においては、社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を 2021 年度（令和 3 年度）以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減するほか、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022 年度（令和 4 年度）以降の対象拡大に向けて検討し、2020 年度（令和 2 年度）中に結論を得ることとされており、加えて、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、2021 年度（令和 3 年度）以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討することとされた。

これを受けて、クラウドサービス事業者等が新しい提出方法の仕組みを利用するにあたり、自己のシステムにインターフェイスシステムを組み込むよりも簡易な仕組みによる実現を可能とするため、データ提出領域のサンプル実装資材等に係る開発を実施した。なお、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法とは、①企業が、新しい提出方法による提出を行う旨を行政機関等に事前に申請し、承認された後、②企業が、その利用するクラウドサービスに提出情報を登録・記録すると、当該クラウドサービスは当該提出情報へのアクセス権を行政機関等に付与するとともに、当該提出情報の提出に係る通知（以下「提出通知」という。）を行政機関等に送付し、③その後、行政機関等が当該クラウドサービスに登録された提出情報を参照し、④一定期間の経過後（数年単位）に、行政機関等からクラウドサービスに対してアクセス権を解除する旨の通知を送付し、クラウドサービスが当該情報への行政機関等からのアクセス権を解除する仕組みである。

本公募は、クラウドサービス事業者等に提供するデータ提出領域のサンプル実装資材等に係るシステム保守、及び、これらのユースケース対象拡大による影響調査支援を委託するものである。

3. 公募期間

令和 6 年 2 月 2 日から令和 6 年 2 月 14 日 12 時

4. 契約形態等

請負契約。

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

ISMAP クラウドサービスリスト記載のクラウドサービスの取扱に精通し、本業務の契約期間の間、以下のいずれの要件も満たすこと。

- (1) システム保守及びユースケース検討支援を一貫したサービスとして提供できること。
- (2) 現行保守対象のシステムの仕様を理解しているとともに、システム保守、及び、これらのユースケース対象拡大による影響調査に当たって、当該仕様を踏まえた影響範囲等を正しく見極めることが可能であること。

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（別記1）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 提案書
様式は、任意とする。以下の要素を含めること。
 - ① 本業務の具体的な実施方法
 - ② 本業務の実施体制
- (5) 6. 応募条件（1）（2）（3）を満たすことを証明する書類等
- (6) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等本応募要領に従って提案書を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年2月14日（水）12時必着
- (2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階
070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先
デジタル庁国民向けサービスグループ社保税サービス担当（担当：和泉、愛甲）
電話：03-6771-8006（直通）

E-mail : takizumi@digital.go.jp、ranaiko@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、本システムの保守及び令和4年度から継続実施する調査検討業務の品質を担保し、中断等滞らせることなく遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年2月20日（火）までに、提案者に対して、社保税サービス担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。